

令和3年第4回東海村議会定例会提出議案説明要旨

令和3年12月1日

令和3年第4回東海村議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例の廃止2件、条例の改正2件、補正予算5件、財産取得の変更1件、協定の廃止1件、連携協約の締結1件、一部事務組合の解散1件、一部事務組合の解散に伴う財産処分1件の合計14件でございます。

議案第63号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定につきましては、県央地域9市町村(水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町及び東海村)で実施している茨城県央地域定住自立圏が、より広範な分野での取組が可能となる連携中枢都市圏へ移行するため、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止することに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案第64号 東海村農業共済条例を廃止する条例の制定につきましては、茨城北農業共済事務組合を含む茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い、本村の農業共済事業を同組合に移管するため、条例を廃止するものでございます。

議案第65号 東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が書面等の作成、保存等を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第66号 東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者への出産育児一時金支給額を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第67号 令和3年度東海村一般会計補正予算(第6号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,326万円を追加し、予算総額を199億8,741万4千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施、いばらき量子ビーム研究センター隣接村有地の土地売払い等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第68号 令和3年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額に変更はなく、歳出予算額内におきまして補正するものでございます。

補正の内容につきましては、特別調整交付金の返還に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第69号 令和3年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ107万2千円を追加し、予算総額を5億4,534万9千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、保険基盤安定納付金の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第70号 令和3年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ56万円を追加し、予算総額を29億2,057万4千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第71号 令和3年度東海村下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第72号 財産取得の変更につきましては、阿漕ヶ浦公園整備事業用地の取得について、令和3年第1回定例会以降、同事業用地に係る財産取得について、1回の変更の議決をいただいております。この度、駐車場及びアクセス道路として用地取得が整い

ましたので、買収価格を4,264万2千円に、買収総面積を6,916.54平方メートルに変更するものでございます。

議案第73号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止につきましては、県中央地域9市町村で実施している茨城県中央地域定住自立圏が、より広範な分野での取組が可能となる連携中枢都市圏へ移行することに伴い、茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものでございます。

議案第74号 いばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結につきましては、県中央地域9市町村により、いばらき県中央地域連携中枢都市圏を形成するに当たり、総務省が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、連携中枢都市宣言を行った水戸市との間において連携協約を締結するものでございます。

議案第75号 茨城北農業共済事務組合の解散につきましては、農業保険法第95条の規定により、共済事業の効率化を図るため、令和4年4月1日に茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い、茨城北農業共済事務組合を解散するものでございます。

議案第76号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分するものでございます。

以上提出いたしました議案について概要を申し上げますが、詳

細につきましては、お手元の議案書等によりご審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、今会期中に、工事請負契約締結事項中の変更1件、人事案件2件を追加提出いたしたく準備中でございます。

後ほど提出いたしますのでよろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。